

新入生の皆さんへ ～学生生活の諸注意～

埼玉大学学務部学生支援課
学生生活支援担当

新入生の皆さん ご入学おめでとうございます。

憧れ?!の埼玉大生生活を有意義に過ごしていただくために、学生支援課では、みなさんの学生生活をトータルでサポートいたします。

“埼玉大生”として、生活するうえで知っておいて欲しいこと、気をつけていただきたいことを以下のとおりまとめましたので、必ずお読みください。もしも、トラブルに遭った場合や相談したいことなどございましたら、まずは、学生支援課へ相談してください。

(相談先)

- ・総合窓口 学生生活支援担当 048-858-3944
- ・学生生活全般、その他相談→ なんでも相談室 048-858-9258

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/soudan/

- ・健康相談 → 保健センター 048-854-5356

<http://www.saitama-u.ac.jp/hoken/hoken/index.html>

1. 交通ルールについて

埼玉大学へ自転車で通学する際には、必ず以下の4点を守ってください。なお、自動車やバイク等で通学する場合は、学生駐車場の駐車許可申請の手続が必要ですので、学生支援課で手続を行ってください。詳しくは学生支援課のホームページを確認してください。

①自転車保険への加入

埼玉県条例では、自転車保険への加入が義務付けられています。

入ってるよね?自転車保険。

埼玉県では、自転車の利用によって他人にケガをさせた場合に損害を補償できる保険への加入が義務付けられています。

自転車事故の高額賠償事例
約 **9,521** 万円
(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

未成年のお子さんが自転車に乗る際は、保護者の責任で自転車損害保険等に加入しなければなりません。

保険の内容を確認しましょう!!
保険によっては、有効期限が決まっていたり、毎年の更新が必要となる場合もあります。

自転車損害保険等への加入状況をチェック

埼玉県では、自転車損害保険等への加入が義務になっています。

個人賠償責任保険に加入またはTSMARK(点検日から1年以内のもの)が貼られていますか?

いいえ → 下記①～⑧のいずれかの保険に加入していますか? (保険証券等で確認してください)

はい → 加入している①～⑧の保険に個人賠償責任保険が付いていますか?

いいえ → 加入している①～⑧の保険に個人賠償責任保険が付いていない場合は、必ずご確認ください。

はい → すでに自転車損害保険等に加入しています。

いろいろあります! あなたを守る保険制度

1 自転車運転中の賠償責任を補償
【確認いただきたいこと】
これらの保険・共済に加入しているか確認してください。
これらの保険・共済に「個人賠償責任保険」が契約(付帯)されているか確認してください。

①個人賠償責任特約
個人又は同居の家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した際の損害を補償する保険です。
※自動車賠償責任保険、賠償責任共済といった名称の異なる保険も対象です。
※契約している場合は十分な補償内容となっているか確認しておきましょう。

【確認いただく保険・共済契約】

①「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品	④クレジットカードなどに付帯の個人賠償責任保険
②自動車保険(個人賠償責任特約)	⑤会社等の団体保険などの個人賠償責任補償
③火災保険(個人賠償責任特約)	⑥PTAの保険など学校・大学で加入義務を受ける保険
④傷害保険(個人賠償責任特約)	⑦交通安全協会の自転車共済として加入している保険(自転車事故による損害賠償などを補償)

2 自転車運転中の事故で第三者に死亡または重度後遺障害を負った場合に補償
TSMARK付帯保険(自転車安全推進士が検認した自転車に貼られるTSMARK)に付帯する保険
※補償条件が限られています。点検日から1年以内のTSMARKが自転車に貼られているか確認してください。

埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課 :

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyajyourei.html>

②学内に駐輪する自転車への埼玉大学駐輪許可証（ステッカー）の交付

令和6年4月4日及び5日(各日10時～16時)に全学講義棟3号館1階101講義室にて交付しますので、ステッカーを希望する学生は手続を行ってください。参加できない場合は、後日、学生支援課の窓口にて手続を行ってください。

③交通ルールの遵守

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライト点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyagosoku.html>

④迷惑駐輪・自転車放置の禁止

埼玉大学付近の私有地、公道、コンビニ、南与野駅付近の店舗（ベルク、しまむら等）、公共駐輪場等に無断で（長時間）駐輪している学生がおり、お店の方や地域の方の迷惑となっていますので、絶対にやめてください。

2. サークル（学生団体）活動

埼玉大学には、サークル（学生団体）として登録された団体がおおよそ140団体あります。各サークルの情報は、学生支援課のホームページで紹介していますので確認ください。

課外活動団体一覧：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/ichiran/

・サークル等を装った団体の勧誘に気をつけてください。

サークル活動を装って学生に近づき、宗教活動、政治活動またはマルチ商法等の勧誘があります。本学でも、過去に高額な投資用教材DVDを買わされたという事例がありました。たとえ友人や先輩からの誘いであっても、しっかりと調査し、怪しいと感じた場合には家族や職員へ相談したりして充分注意してください。

学生支援課学生生活支援：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/seikatsu/

3. お酒の飲み方・20歳未満の飲酒禁止

20歳未満の飲酒は禁止されています。また、学内での飲酒も禁止です。サークルの飲み会や仲間うちで20歳未満の時に飲酒を勧められることもあるかも知れません（一気飲み強要・アルハラ）。そんなときにはきっぱりと断りましょう。飲みすぎると、急性アルコール中毒になる危険性があります。最悪の場合は命を落としてしまうこともあります。悲しい事態にならないためにも、お酒にはくれぐれも注意しましょう。

（参考）特定非営利活動法人ASK <https://www.ask.or.jp/>



4. アルバイトについて

アルバイトを行う場合には、事前に仕事内容や雇用条件等について求人側と十分に話し合い、納得したうえで仕事内容・雇用条件等が明示された雇用契約書（雇入通知書）を交わし、保管しておくことが大切です。トラブルを事前に回避するためにも、口約束ではなく、必ず書面で契約しましょう。試験期でもシフトの交代を認めてくれないなどのブラックバイトのようなことにならないように契約してください。

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

- 1** アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- 2** バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- 3** アルバイトでも、残業手当があります
- 4** アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- 5** アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- 6** アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- 7** 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ
0120-811-610

確かめよう！
労働条件。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

アルバイトを始めの前に、労働条件を確認しましょう！

書き始めから、労働条件が細かく書かれていることにならないように、自分から労働条件と書面をもらい、労働条件をしっかり確認しましょう。特に次の点について必ず確認しましょう。

- ① 給料はいつまでか（労働契約が締結に関すること）
- ② 契約期間の定めがある場合は更新する（更新があるか、更新する場合は時期のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事する場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間やシフトはどのように決まっているのか（仕事開始と終了の時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払の方法、支払日）
- ⑥ 契約のときの書面（記録・保管に関すること）

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則！

労働基準法では、バイト代などの賃金について「賃金の支払の時期」というルールがあります。バイト代は、①賃金で、②全額を、③労働者に直接、④毎月1回以上、⑤一定の期日に、全額が支払われなければなりません。また、バイト代などの賃金は銀行振込などにより「書面賃金」が定められており、これを下回ることはできません。【罰則にも罰則があります】

アルバイトでも、残業手当があります

労働基準法では、法定労働時間を超えて労働させた場合は、標準賃金はあらかじめ、労働時間（1日6時間）を超過し、所定の労働基準監督署長に届け出なければなりません。また、残業に対しては、割増賃金（標準賃金の25%以上）を支払わなければなりません。

アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます

年次有給休暇とは、あらかじめ働くことになっている日に仕事を休んでも、賃金がもらえる状態のことです。いわゆる「有給」や「有休」といって呼ばれることもありますが、労働基準法では、正社員、パート、アルバイトなどの働き方に関係なく、次の条件を満たせば、取ることができます。

アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます

正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、また、1日だけの短期のアルバイトも含めて、労災保険の対象です。仕事開始前の準備作業が、通勤途中の準備に当たるとは、雇入れを認めず、労災保険の対象とはなりません。窓口で労災保険を使うことを申し出てください。原則として労災保険の対象となります。また、仕事が終わったあとも仕事内容、バイト代をもらえない場合は、労働基準法違反があります。

アルバイトでも、会社都合で自由な解雇はできません

アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものはありません。解雇は、会社側がいつでも自由に行えるというものでなく、社員の解雇に準じて理由が認められる必要があります。また、説明・上りの相談は、「労働条件相談ほっとライン」を活用してください。

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

アルバイトをして労働条件が、労働契約で定めた条件と、労働基準法や労働基準監督署長が定める「総合労働相談コーナー」に届かずに、相談は無料です。また、説明・上りの相談は、「労働条件相談ほっとライン」を活用してください。

厚生労働省：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

・アルバイト情報の提供

アルバイト等の求人情報提供につきましては、学生アルバイト情報ネットワーク事務局運営の「学校公認!! 学生のための安全・安心アルバイト情報サイト」を利用しております。

アルバイト情報提供サイト：<https://www.aines.net/saitama-u/>

・「闇バイト」に注意

大学生を含む若者が、SNS 等の利用を通じていわゆる「闇バイト」に応募し、強盗や特殊詐欺等の犯罪に加担し、逮捕される事案等が報道されています。

こういった事案も踏まえ、いわゆる「闇バイト」等により、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことなどが無いよう、十分に注意してください。

総務省「インターネットトラブル事例集（アルバイト応募が招いた犯罪への加担）」

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/stop_trouble/

東京都「特殊詐欺加害防止 特設サイト」

<https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp/>

5. SNS 等による人権侵害について

昨今、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

その情報がいったんインターネット上に流出すれば、画像等のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた人は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

加害者にも被害者にもならないために、お互いの人権を尊重した行動を取るよう心掛けてください。

埼玉大学ソーシャルメディアガイドライン

http://www.saitama-u.ac.jp/sns/data/sns_guideline.pdf

内閣府大臣官房政府広報室

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>

6. ひとり暮らし、夜道のひとり歩きは危険（女子学生へ）

治安がいいと言われる日本でも、警察庁の犯罪統計データによると埼玉県は犯罪認知件数は全国ワースト第4位（令和4年度）です。少しの心構えで被害に遭わずにすみませので、以下の留意点を必ず確認してください。

（ひとり暮らし編）

◇見知らぬ人とふたりきりでエレベータに乗らない

降りる階を確認され、階段を使い追いかけてくるケースもあります。

◇出入り時に人がいないか確認

ドアが開く瞬間を狙っている不審者もいます。ひとり暮らしを悟られないように「ただいま」「いってきます」と言いながら出入りする習慣は大切です。

◇帰宅し玄関を開けた時、いつもと違う気配を感じたら家に入らない

人は殺気、気配を感じるものです。クローゼット・トイレ・浴室に潜んでいることもあります。

◇宅配を装った不審者に注意

宅配業者には安易に解錠してしまうもの。ドアスコープで確認し、「どなたからの荷物ですか」と聞くのが有効です。

◇2F以上の階でも必ず施錠

上層階でも雨樋などを伝い簡単に登れます。真夏でも窓は開け放さず、カーテン・鍵は閉めるのが鉄則です。

（夜道のひとり歩き編）

◇ひとりで歩かない

基本です。複数人で歩く、自転車・バス・車等を利用しましょう。

◇22時以降の外出は特に危険

課外活動は、原則夜9時までに終了しましょう。



◇服装に気を配る

過度に露出の多い服装は避けましょう。

◇明るい場所・人通りの多い場所を歩く

遠回りになっても繁華街、街灯の多い通りを選びましょう。

◇早歩きを心掛ける

声を掛けられても立ち止まらない。怪しい人物には、しっかり顔を見ながらこちらから挨拶をするのも有効な手段です。

◇周囲に気を配る

スマホやミュージックプレーヤに集中しない。防犯ブザー・ポケットライトは必携アイテムです。

◇道順を決めない

毎日同じ時間、同じ場所を通過して帰るのは避けましょう。

◇ルート上に夜間でも人が常駐している場所を確認

すぐに助けを求められる場所を確認しておきましょう。

(警察署、交番、消防署、ファミレス、コンビニ、新聞販売店など)

7. 成年年齢引き下げについて

18歳以上であれば親権者の承諾なく契約（買い物等を含む）を結ぶことができます。その際は成人として扱われるため、契約を取り消すことができません。契約を結ぶ際は、事前に契約内容をしっかりと確認しましょう。



消費者庁：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

8. 住民票の異動について

大学入学にともない引っ越しをされた方は、原則、今後暮らしていくアパートや学生宿舎等が新しい住所になります。忘れずに住民票を移しましょう。住民票の移し方、選挙の投票について等、詳細は以下 URL をご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/topics081127.html

9. その他の注意点

- ・薬物は、絶対にダメです。

[薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」](#)

[厚生労働省ホームページ「薬物乱用防止に関する情報ページ」](#)

- ・大学構内は指定する喫煙場所以外は禁煙です。

20歳未満の喫煙は、「20歳未満の者の喫煙に関する法律」により違法行為です。

- ・大学構内での「盗難」に注意してください。

大学には、色々な人が出入りします。残念ながら、課外活動中に財布からお金を抜き取られるといった被害が実際に出ています。まずは、自己防衛（貴重品を肌身離さないようにするなど）の意識を持つようにしてください。

